

平成31年1月11日  
三次市産業環境部環境政策課

---

## 平成30年7月豪雨災害に係る 損壊家屋等解体撤去支援事業の申請期限の延長について

---

平成30年7月豪雨災害により損壊し、今後の利用の見込みのない家屋等については、市による解体撤去または自費解体実施者に対する費用償還による支援事業を実施しています。

このたび、本事業についての相談が続いており、年内での申請の受付終了は被災された方への不利益が大きいと判断したため、平成30年12月28日までとしていた申請期限を延長しました。

### 申請期限

平成31年3月29日（金）

### 【参考】本事業の概要

#### 【市による解体撤去】

り災証明で「全壊」「大規模半壊」「半壊」の認定を受けた家屋等で、所有者が解体を希望しているものについて、生活環境保全上の支障が生じている場合、市による解体撤去を行います。

#### 【自費解体を実施する者に対する費用の償還】

り災証明で「全壊」「大規模半壊」「半壊」の認定を受けた家屋等の自費解体を実施する者に対して、所要経費の一部もしくは全部の償還を行います。

---

本件に関するお問い合わせ先

---



三次市 産業環境部 環境政策課 環境政策係（担当／片岡・吉村）

電話番号：0824-62-6136 FAX番号：0824-62-6397

E-mail：kankyo@city.miyoshi.hiroshima.jp

〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号